

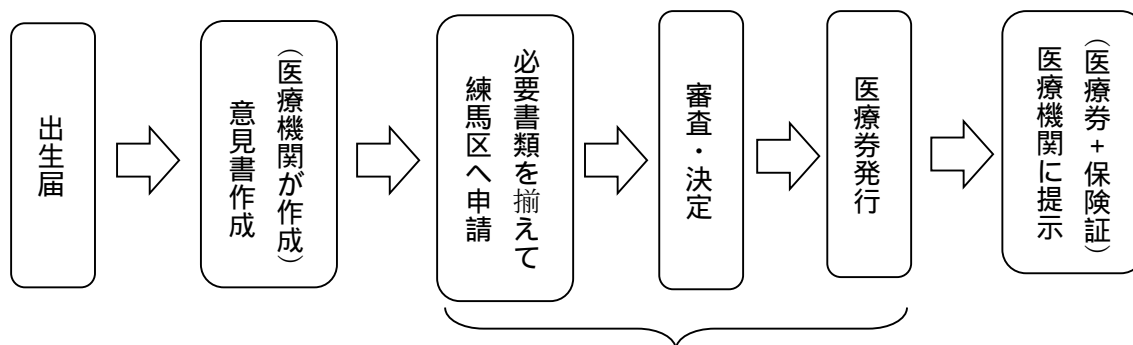
## 養育医療の給付を申請される方へ

生まれた時の体重が2,000グラム以下または生活力が特に弱い新生児が対象です。

### 【制度の概要】

この制度は、練馬区に住所を有する新生児が、指定医療機関で入院治療を必要とするとき、その治療に対する医療費を練馬区が負担する制度です。給付が決定すると医療券が交付され、支払い時の窓口はその医療券と保険証を提示することで、医療の給付を受けることができます。

### 【医療券交付の流れ】



申請から交付まで10日程度かかります。

養育医療券が届く前に、乳幼児医療証を利用して医療費を精算した場合、後から養育医療給付を適用することはできません。医療券がお手元に届く前に病院から医療費の請求があった場合は、現在手続き中であることを伝え、支払いについては、病院とご相談ください。

### 【必要書類】

1 養育医療給付申請書	保護者の方が記入してください。
2 マイナンバーカード 郵送の場合は、母子保健係へ お問い合わせください。	新生児本人、保護者（全員分） マイナンバーカードがない場合は、通知カード、マイナンバー記載の住民票の写しまたはマイナンバー記載の住民票記載事項証明書
3 本人確認書類	窓口にご提出される方のもの マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、写真付社員証または写真付住民基本台帳カードなどの写真付身分証明書等
4 養育医療意見書	指定養育医療機関の医師に記入、押印していただってください。
5 保険証のコピー	新生児本人のもの（手続き中の場合は保護者のもの）
6 世帯調書	世帯全員の氏名等をご記入ください。 税務情報の利用についてご同意いただける場合は、収入のある方全員それぞれ自置してください。
7 所得証明書  練馬区に住民登録のある方で 世帯調書の同意欄にご署名いただいた方は不要です。  収入がある方全員分について いずれか1つ必要です。 ただし、配偶者控除がある場 合は配偶者の分は不要です。	<ul style="list-style-type: none"> <li>確定申告書の控(第一表)またはコピー（税務署受付印があるもの） 1月から6月に申請する場合は前々年分のもの、7月から12月に申請する場合は前年分のもの【発行先：税務署】</li> <li>源泉徴収票またはコピー（手書きの場合は支払者印があるもの） 1月から6月に申請する場合は前々年分のもの、7月から12月に申請する場合は前年分のもの【発行先：勤務先】</li> </ul> <p>所得税課税がない方または生活保護を受給されている方は、所得証明書が不要になる場合がありますので、申請前にお問い合わせください。</p>
確定申告書または源泉徴収票 がない場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民税の課税証明書またはコピー 4月から6月に申請する場合は前年度のもの、7月から3月に申請する場合は今年度のもの【発行先：該当住民税の課税があった市区町村】</li> </ul>

## 【給付の対象等】

給付の対象	次の(1)または(2)に該当する新生児 (1) 出生時体重 2,000 グラム以下の方 (2) 生活力が特に薄弱であって、次のいずれかの症状がある方 ア 痙攣(けいれん) 運動異常 イ 体温が摂氏 34 度以下 ウ 呼吸器、循環器系の異常 エ 消化器系の異常 オ 強い黄疸(おうだん)
公費負担額	医療保険が適用される費用については、養育医療の公費負担の対象になり、窓口での負担はありません。ただし、保険が適用されない治療費等(例:おむつ代、ねまき代、差額室料、文書料等)については、養育医療の給付対象外のため、直接病院にお支払いください。
医療券の有効期間	意見書に記載されている治療見込期間に基づき、有効期間を決定します。 入院中のみ有効 満 1 歳の誕生日の前日まで
医療機関	指定養育医療機関

## 【他医療制度との関連について】

乳児医療(乳)と養育医療	養育医療が優先となります。ただし、乳幼児医療(乳)を利用した後で、養育医療の適用を受けることはできません。
生活保護法による医療扶助と養育医療	養育医療が優先となります。
小児慢性疾患医療と養育医療	養育医療が優先となります。
育成医療と養育医療	養育医療で認定されている期間内に手術のために指定育成医療機関に入院した場合は、育成医療が優先となります。

## 【医療券交付後等について】

事項	必要な手続き	備考
治療を継続する場合	継続協議書	継続協議書(医師と保護者が記入、押印)および意見書(医師が記入)を提出してください。
転院する場合	新規と同様	意見書(転院前後の医師が各々記入)および追加意見書(転院前の医師が記入)を提出してください。
住所・保険証を変更した場合	変更届	医療券および住所変更の場合は住民票の写し、保険証変更の場合は新しい保険証を持参してください。
医療券を紛失した場合	再交付	再交付申請書(保護者が記入)を提出してください。
移送(看護)費を請求する場合	移送(看護)承認申請	移送(看護)承認申請書(医師と保護者が記入)および医療保険で移送の承認をした証明書の原本を提出してください。
他自治体から練馬区に転入した場合	新規申請	医療券および必要書類を提出してください。養育医療意見書は転入前の自治体に写しをもらってください。

## 【申請窓口】

練馬区健康推進課母子保健係(区役所東庁舎 6 階) 保健相談所  
郵送の場合は母子保健係へお問合せください。

【お問い合わせ先】練馬区健康推進課母子保健係 ☎ 5984-4621 (直通)  
176-8501 練馬区豊玉北 6-12-1